

学校における医療的ケア児支援の充実について（案）

医療技術の進歩に伴って医療的ケア児が増加するとともに、その実態が多様化する中で、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにするため、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「法」という。）が施行された。法においては、国や地方公共団体の責務等が規定されており、各地方自治体における主体的な取組が求められている。

一方で、各地方自治体においては、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒は、特別支援学校のみならず、小・中学校においても増加傾向にあるとともに、人工呼吸器による呼吸管理等の高度な医療的ケアを要する児童生徒も増加しており、一人ひとりの医療的ニーズに合わせた対応が必要となっている。

国においては、学校における医療的ケア看護職員の配置に対する支援や、地域の小・中学校における医療的ケア児の受け入れ体制の在り方に関する調査研究等が実施されているが、法の趣旨に基づき、学校現場において医療的ケア児の増加と実態の多様化に対応していくためには、国の支援が十分とは言い難い状況である。

学校の設置者が、医療的ケアを必要とする児童生徒に対する適切な支援を行い、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応えられる体制を構築することは、九都県市共通の課題となっており、国と地方公共団体が連携して取組を推進していく必要がある。

については、次の事項について要望する。

- 1 医療的ケア看護職員等配置に係る財政支援を拡充するとともに、医療的ケア看護職員を「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」において教職員定数に位置付けるなど、学校における看護師の安定的な配置に向けた必要な措置を講ずること。

2 医療的ケア児の通学支援に向けて、地域の実情に応じた財政措置を講ずること。

令和4年 月 日

文部科学大臣 永 岡 桂 子 様

九都県市首脳会議

座 長 埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
横 浜 市 長	山 中 竹 春
川 崎 市 長	福 田 紀 彦
千 葉 市 長	神 谷 俊 一
さいたま市長	清 水 勇 人
相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎